

研究論文

改訂「連結財務諸表原則」の資本手続きについて
— 時価評価法の検討 —

東 原 英 子

A Consideration of Revised Capital
Consolidation Procedures

Hideko TOUHARA

【要 約】 昨年6月、企業会計審議会から「連結財務諸表制度見直しに関する意見書」が公表され、これに基づき連結財務諸表原則および連結財務諸表原則注解が改訂され、1977年度から制度化されたわが国の連結財務諸表制度は、ほぼ20年ぶりにビッグバン対応の一環としてわが国の会計制度をIAS等のグローバル・スタンダードに整合させることを目的に全面的・抜本的に見直された。

今回の改訂は、連結情報を中心とするディスクロージャー制度への転換を図り、連結キャッシュフロー計算書の導入、連結中間財務諸表の作成が義務づけられる等連結情報の充実と個別情報の簡素化を促進し、国際的に遅れていたわが国の連結財務諸表制度がようやく国際的水準に到達したと評価することができる。

本稿では、今回全面的に見直され從来不明確であった子会社株式の追加取得や一部売却等についての規定も新設定された資本連結手続を明らかにし、子会社資産・負債の時価評価法に焦点をあて考察している。改訂「連結財務諸表原則」では、IAS等の国際的動向に配慮して部分時価評価法と全面時価評価法の2つの方法を認めている。各々の評価法を検討した結果、部分時価評価法には、論理的にも実務上多くの問題があり、親会社説の考え方によっていても子会社資産・負債の全体を時価評価する全面時価評価法の方が合理的であるということが明らかになった。

キーワード

「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」、親会社説、経済的単一説、資本連結手続、部分時価評価法、全面時価評価法、のれん

Received September 28, 1998

1 はじめに

1-1 連結財務諸表制度見直しの背景

昨年6月、企業会計審議会から「連結財務諸表制度見直しに関する意見書」(以下「意見書」という)が公表され、これに基づき連結財務諸表原則および連結財務諸表原則注解が改訂され(以下「改訂原則」という)、1977年度から制度化されたわが国の連結財務諸表制度は、ほぼ20年ぶりに大幅な見直しがなされた。

わが国において連結財務諸表制度導入の直接的動機となったのは、1964年から1967年の不況期における企業の親子関係を利用した大型倒産の発生であった。山陽特殊製鋼、積水化学工業、日東紡績等の企業は、親子企業間で売上や債権・債務を架空計上することにより、違法配当を繰り返していたのである。そのような状況のなかで、親会社の経営破綻により連鎖倒産が発生し、大きな社会問題を引き起こした。

このような時代背景のもと、1965年3月に大蔵大臣は、企業会計審議会に対して2つの諮問を行ったが、その1つが連結財務諸表制度についてであった。このようにわが国においては、企業の親子関係を利用した粉飾決算の防止という観点から連結財務諸表が検討課題として取り上げられ、その後10年かけて連結財務諸表制度実施に向けての環境整備が図られ、1975年6月の「連結財務諸表制度化に関する意見書」を基に1977年4月1日以後開始事業年度から会計情報開示制度として導入されることになったのである。

この制度導入の動機が、連結財務諸表制度に先鞭をつけた米国と著しく異なっており、その後のわが国の連結財務諸表制度を特徴付けている点である。米国では、1890年のシャーマン・トラスト法の成立を契機に、実際の事業を全く行わない巨大な持株会社が多数設立された。このような親会社の個別財務諸表では、主として金融損益のみが表示され、企業の経営実態を適正に表示するためには連結財務諸表が不可欠であるという状況にあった。したがって投資家等の情報要求に加え経営者もその必要性を認識し、自発的に連結財務諸表を作成、開示し、実務が先行する形で連結財務諸表制度が発展してきたのである¹⁾。

わが国においても導入後20年が経過し、以下で述べるような内外の環境変化を背景として、連結財務諸表の重要性が再認識されるに至った。

第一に、企業を取り巻く経済環境が大きく変化した。子会社や関連会社を通じての企業活動の拡大および多角化が進み、投資情報としての連結情報が重視されるようになってきた。また、企業内部においてもグループ経営の進展に伴い経営管理目的での連結情報が重視されるようになった。

第二に、1997年6月に持株会社解禁を盛り込んだ改正独占禁止法が公布され、戦後の財閥解体で禁止された持株会社の設立が原則的に認められた。

第三に、経済の国際化に伴い会計基準の国際的調和を求める声が内外から高まっていることである。1995年7月に国際会計基準委員会(IASC)と証券監督者国際機構(IOSCO、わが国は、大蔵省が1988年11月に加盟)の専門委員会の共同声明が発表され、その中でIOS

1) 山地範明『連結会計の生成と発展』中央経済社、1997年、4-10ページ。

改訂「連結財務諸表原則」の資本手続きについて

COは、企業が海外での資金調達を低いコストで効率的に行うことを可能にするために、国際会計基準（IAS）の設定を支持することを表明しており、IASが会計基準として最低必要と考えられる「コア・スタンダード」をまとめた時点でIASの採用を構成国に推奨する旨を決定している。このIASは当初の予定である1998年3月までには完成できなかったが、近い将来完成するだろう。海外で資金調達を行っているわが国企業の中にはIASに基づき財務諸表を作成提出する企業もでてくるであろうが、IOSCO加盟国である以上それを認めざるをえない。そのためわが国の会計基準も国際的な調和が求められている。また米国においても、1995年10月に財務会計審議会（FASB）から連結財務諸表に関する公開草案「連結財務諸表：方針と手続き」²⁾が公表され、連結財務諸表制度の見直しが進められている。

1-2 連結財務諸表制度見直しの概要

1977年に導入されて以来、わが国の連結財務諸表制度は、当初認められていた経過措置や特例が廃止され、またセグメント情報の開示が制度化される等種々の充実・改善が図られてきた。しかしこれらは、あくまでも導入当初の基本的な考え方から従ったものであった。しかし今回の改訂は、ビッグバン（金融大改革）対応の一環として、国際的に通用する企業会計制度をつくるために、連結財務諸表制度と連結財務諸表原則そのものの全面的・抜本的見直しがなされた。

「意見書」は、2部構成になっており、各部の内容は以下のように要約される。

第一部「連結ベースのディスクロージャーの充実等について」

従来の個別情報を中心とするディスクロージャー制度から連結情報を中心とする制度への転換を図り、連結情報の充実に伴い個別情報を簡素化しディスクロージャーの効率化を促進するために、以下の諸点が改められた。

- ・有価証券報告書および有価証券届出書を連結情報中心の記載に改める。
- ・連結キャッシュフロー計算書を導入し、個別の資金収支表は廃止する。
- ・連結中間財務諸表の作成を義務付ける。
- ・連結子会社がなくても持分法投資損益の開示を義務付ける。
- ・連結子会社等に重要な事象が発生した場合には、臨時報告書の提出を義務付ける。
- ・偶発債務等経営に重大な影響を及ぼすおそれのある情報については連結ベースで開示する。

第二部「連結財務諸表原則の改訂について」

連結情報充実の観点から連結財務諸表原則が以下のように改訂された。

- ・実質支配基準を導入し、連結範囲を拡大する。
- ・少数株主持分の記載場所を、負債の部から負債の部と資本の部の中間に独立項目として表示する。
- ・税効果会計を任意適用から全面適用にする。

2) Financial Accounting Standards Board (FASB)、Exposure Draft、Proposed Statement of Financial Accounting Standards、Consolidated Financial Statement:Policy and Procedures、October 1995.

東 原 英 子

- ・原則として親子会社間の会計処理は統一する。
- ・資本連結手続を明確化する。
- ・未実現損益の消去方法等の手続を明確化し、連結のれんの最長消却期間を20年とする。
- ・連結財務諸表における区分表示を変更する。

連結調整勘定の償却額は、販売費および一般管理費（負債の部に計上されたものは営業外収益）の区分に表示。

持分法による投資損益は、営業外損益の区分に表示。

連結財務諸表上、利益準備金の区分表示を廃止し連結剰余金として一括表示。

本稿では以上の改訂項目の中から、今回全面的に見直され従来不明確であった子会社株式の追加取得や一部売却等についての規定も新設定された資本連結手続に焦点を当て考察していく。

2 資本連結手続

資本連結手続きとは、「親会社の子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本を相殺消去し、消去差額が生じた場合には当該差額を連結調整勘定として計上するとともに、子会社の資本のうち親会社に帰属しない部分を少数株主持分に振り替える一連の手続」（「意見書」第2部5）であるが、旧原則の下では、この手続が不明確であるという問題点が指摘されていた。今回大幅に見直され資本手続の明確化が図られているが、新たに子会社資産負債の時価評価が導入される等その内容は非常に複雑なものになっている。そのため日本公認会計士協会は、1998年5月12日に会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（以下、「実務指針」という）を公表し、その具体的な計算方法を明確化している。「実務指針」では、一連の資本連結手続の概要を図2-1のように図示³⁾しているが、以下の図に沿って資本連結手続を明らかにしていく。

2-1 支配獲得時における資本連結手続

(1) 子会社の資産・負債の評価

子会社の資産・負債を公正な評価額（以下、時価という）により評価し、この評価額と個別貸借対照表上の帳簿価額の差額を評価差額として子会社の資本に計上する。なおこの評価差額が一時差異に該当する場合、繰延税金資産または負債を計上しなければならないが、以下他の処理においても税効果は考慮しないものとする。時価評価の方法には、親会社の持分に相当する部分のみを評価する方法（以下、部分時価評価法という）と少数株主持分まで含めた全てを評価する方法（以下、全面時価評価法という）が認められているが、その選択は企業の判断に委ねられている。ただし、時価評価方法は連結会計方針として在外子会社は例外とされるが、全ての子会社に対して継続して適用されなければならない。

部分時価評価法とは、株式取得日ごとに子会社の資産・負債のうち親会社持分に相当する部分のみを当該取得日の時価で評価し、少数株主持分に相当する部分については子会社の帳

3) 日本公認会計士協会、会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」、1998年5月、(資107)-(資108)ページ

改訂「連結財務諸表原則」の資本手続きについて

(図) 2-1 資本連結手続の概要



東 原 英 子

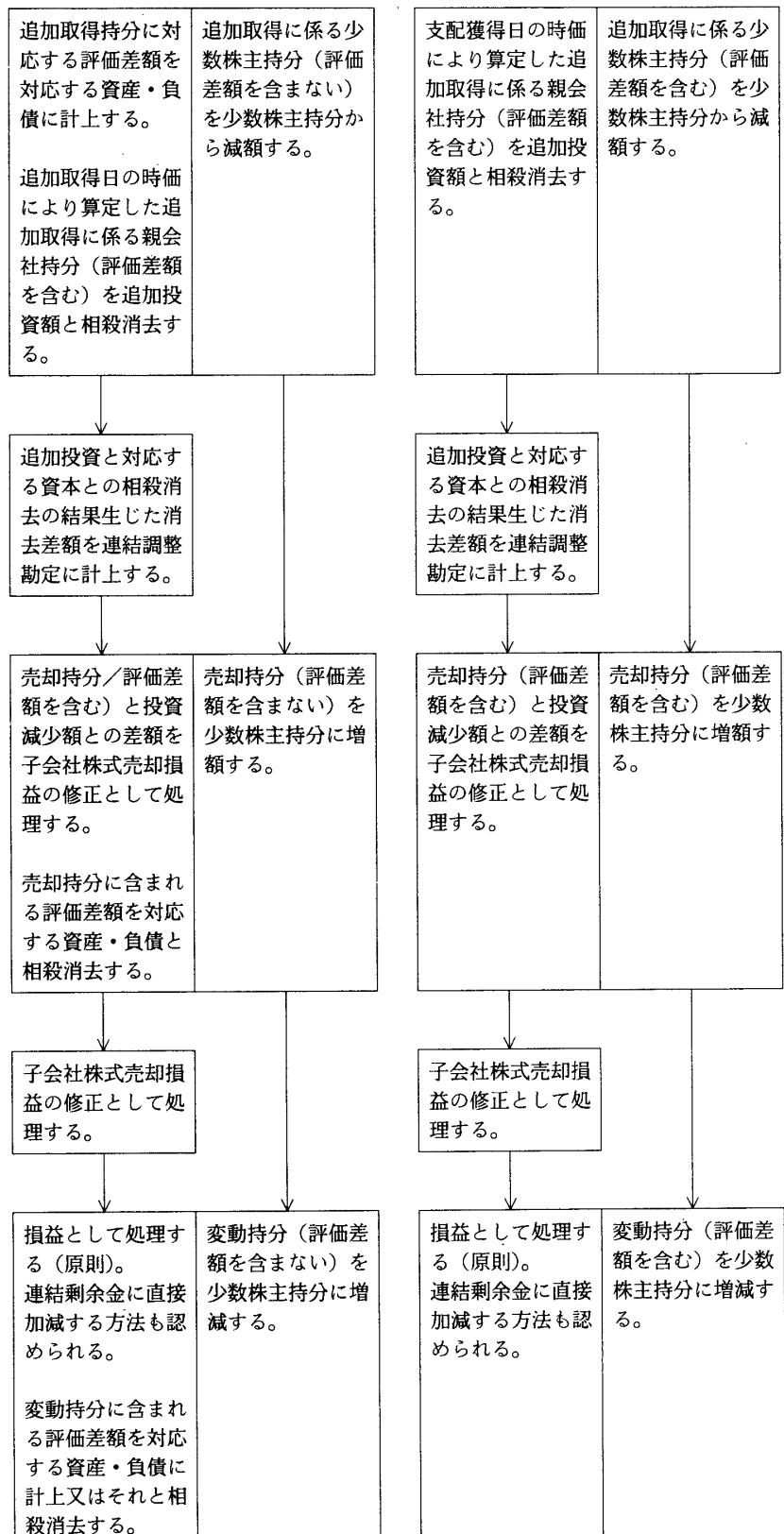
- ・追加取得時の処理
〔連結原則第四の五の1、同注解12〕

- ・追加取得持分に対応する連結継続勘定の計上
〔連結原則第四の五の1〕

- ・一部売却時の処理（連結継続）
〔連結原則第四の五の2、同注解13の1〕

- ・売却持分に対応する連結調整勘定未償却額の修正
〔連結原則第四の五の2、同注解13の1〕

- ・親会社の持株比率が増減した場合の持分変動の処理（子会社の時価発行増資等に伴い親会社の払込額と親会社の持分の増減額との間に生じた差額の取扱い）
〔連結原則第四の五の3、同注解13の2〕



出典：日本公認会計士協会、会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」、1998年、(資107) - (資108) ページ

改訂「連結財務諸表原則」の資本手続きについて

簿価額すなわち原価で評価する方法である。連結貸借対照表上、子会社資本の親会社持分は時価で、少数株主持分は原価で評価・計上される。したがって、旧原則の下で投資消去分析が適切かつ確実におこなわれているとすれば、段階法と同様の結果が得られることになる。

これに対し全面時価評価法は、支配獲得時に当該日の時価で子会社の資産・負債全体を評価する方法であり、少数株主持分に相対する評価差額は連結貸借対照表上、少数株主持分に計上される。

(2) 投資と資本の相殺消去

親会社の投資と1で評価された子会社資本のうち親会社持分に対応する部分が相殺消去される。

(部分時価評価法による処理)

支配獲得時に株式取得日ごとに評価した子会社資本のうち親会社持分に相当する部分と子会社に対する投資を相殺消去する。そのため株式取得後に発生した子会社の剰余金又は欠損金のうち親会社持分額は、投資と相殺消去されずに連結剰余金又は連結当期純損益として処理される。

(全面時価評価法による処理)

支配獲得日にその時点での時価で評価された子会社資本のうち親会社持分額を投資と相殺消去するので、段階的に子会社株式を取得している場合取得日から支配獲得日までに発生した子会社の剰余金は、投資と相殺消去される。

(3) 連結調整勘定の計上

2の処理の結果生じる投資消去差額は連結調整勘定として計上されるが、子会社資産・負債を時価評価した後に計上されるこの投資消去差額は、事実上、のれんの性格を有している。いずれの評価方法においても親会社持分についてのみこの差額が計上されるが、少数株主持分に相当する部分についてもこの差額（いわゆる全部のれん）を計上すべきという考え方もあるが、「意見書」では、のれんの計上は有償取得に限定すべきであるという立場にたち買入のれんの計上のみを認めている。

2－2 支配獲得後における資本連結手続

(1) 追加取得時の処理

追加取得した株式に対応する持分を少数株主持分から減額し、追加取得した親会社持分と追加投資額を相殺消去し差額を連結調整勘定として計上する。

(部分時価評価法による処理)

追加取得日における子会社資産・負債を当該日の時価により評価し、追加取得により増加した親会社の持分に相当する評価額を計上し、この評価差額と追加取得した株式に相当する少数株主持分の合計額が、投資額と相殺消去され、その差額は連結調整勘定として計上される。

(全面時価評価法による処理)

全面時価評価法では、支配獲得時に子会社資産・負債のすべては時価評価されており、株

東 原 英 子

式取得時に時価による評価替えはおこなわず、追加取得した株式に対応する少数株主持分を親会社持分へ振り替え、投資額との差額を連結調整勘定として計上する。

(2) 子会社株式を一部売却した場合の処理（支配関係が継続する場合）

連結財務諸表上の売却簿価は、個別財務諸表上の投資の売却簿価ではなく、子会社資本の親会社持分のうちの売却株式に対応する部分と連結調整勘定未償却額のうちの売却株式に対応する部分の合計額となるので、この2つの金額の差額を個別財務諸表に計上した子会社株式売却損益の修正として処理する。

（部分時価評価法による処理）

株式の売却によって増額する少数株主持分には評価差額を計上しないため、売却持分に含まれる評価差額は、これに対応する子会社の資産・負債と相殺消去される。この評価差額についても子会社株式売却損益の修正をしなければならない。

（全面時価評価法による処理）

一部売却により減額する親会社持分と増額する少数株主持分のいずれにも支配獲得時に計上した評価差額が含まれており、増減額は常に同額となり、子会社資産・負債について処理は必要としないが、子会社株式売却損益の修正はおこなわなければならない。

(3) 子会社の時価発行増資等に伴い親会社の持分が増減した場合

親会社の持株比率が増加した場合には、支配獲得時あるいは追加取得時に準じて処理する。また親会社の持株比率が減少した場合には、一部売却に準じて処理する。個別貸借対照表のみなし売却簿価と連結貸借対照表の売却簿価との間に持分変動差額が生じた場合、これは親会社持分と少数株主持分の一部が振り替わることから生じるものであるから、株式を売却した場合に準じて損益として処理することが原則とされている。「改訂原則」では、連結貸借対照表の払込資本は親会社の株主の払込資本のみを認めており、子会社の払込資本は連結資本を構成しないとしている。ただし持分変動差額を連結損益計算書へ計上することで利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがある場合には、連結剰余金に直接加減することができる。

3 時価評価法の検討

3-1 連結基礎概念と時価評価法

連結財務諸表をどのような観点から作成すべきかについては、主として親会社の株主の観点から作成すべきであるという考え方と少数株主持分を含めた企業集団それ自体の観点から作成すべきであるという2つの考え方がある。前者は親会社説として米国の連結会計実務の中で形成され、後者は経済的単一説としてムーニッツによってはじめて提唱されたとされている⁴⁾。

「意見書」では親会社説と経済的単一説について、連結財務諸表に、单一の指揮下にある企業集団全体の資産・負債と収益・費用を表示するという点では同じであるが、資本に関しては、親会社説は、連結財務諸表上親会社の株主持分のみを反映させるのに対して、経済的単一説は、

4) 白鳥庄之助、「連結財務諸表研究の視点」、『千葉商大論叢』、第2巻、1964年11月。

改訂「連結財務諸表原則」の資本手続きについて

少数株主持分を含めた企業集団の持分を反映させる点で異なっていると説明し、いずれの考え方によるべきかを検討した結果親会社説を踏襲している。その理由として、連結財務諸表は主として親会社の株主を情報利用者として想定していること、親会社説に基づく会計処理法の方が企業経営を巡る現実感覚をより適切に反映することをあげている。親会社の個別財務諸表上の会計処理と連結財務諸表上の処理との整合性が保たれるという意味で違和感が小さいのである。

いずれの考え方によるかにより、連結資本概念が異なり少数株主持分の処理をはじめとする多くの基本的な連結会計方法に相違が生じる。FASBは1991年に公表した討議資料「連結方針と連結手続」⁵⁾において経済的単一概念、親会社概念、比例連結概念の3つの基礎概念と連結手続を示している。表3-1はFASBの説明を要約したものであるが、わが国の改訂連結財務表原則で認められている手続に*を附している。

(表3-1) 連結財務諸表作成手続の比較

問題領域	親会社説	経済的単一説
連結の範囲	持株基準	* 支配力基準
連結資本	* 親会社持分	連結持分
少数株主持分の表示	* 準負債として第3の区分	連結所有者持分
子会社資本の評価法	* 部分時価評価法	* 全面時価評価法
連結調整勘定の計上	* 買入のれん	全部のれん
未実現損益の消去	親会社持分相当額消去	* 全額持分負担消去
支配獲得後の持分変動	* 損益取引	* 資本取引

備考：FASB、[1991]、34-35ページより作成。

親会社説と経済的単一説のどちらが適切なのかについて論じることは本稿の目的ではないが、連結財務諸表を中心とするディスクロージャー制度への転換を図り、連結情報を充実させていく一方個別情報の簡素化が推進されていく状況の下では、やはり連結財務諸表は親会社の株主のための情報であると考えるのが自然であろう。親会社の多くが、連結財務諸表のみを公表し個別財務諸表を公表しない米国において、親会社説から経済的単一説への転換を図る1995年のFASBの公開草案「連結財務諸表：方針と手続」が産業界からの強い反発を受け、草案の一部改定を余儀なくされたのは当然の帰結であろう。経済的単一説の方が概念的に整理されており魅力的ではあるが、今まで親会社説に近い考え方の下で発展してきた連結会計実務の感覚に合致するのは親会社説に基づく会計手続であると考えられる。

親会社説の立場にたつと表3-1で明らかなように部分時価評価法が適用されるべきである

5) Financial Accounting Standards Board (FASB)、FASB、Disucussion Memorandum、Consolidation Policy and Procedures、September 1991.

東原英子

とされている。しかし「改訂原則」ではいずれの評価法を選択してもよいとされている。実際には企業の多くが、全面時価評価法を採用すると考えられるが、親会社説と全面時価評価法は理論的に矛盾しないのだろうか。この点について「意見書」では、部分時価評価法は株式取得時の「親会社持分を重視する考え方であり、全面時価評価法は子会社支配を獲得した結果、子会社が企業集団に含まれることになった事実を重視する考え方である」としている。

先述したように「意見書」は親会社説を踏襲しているが、「いずれの説においても、単一の指揮下にある企業集団全体の資産・負債と収益・費用を連結財務諸表に表示するという点では変わりはない」と説明している（「意見書」第二部一）。つまりいずれの立場によっても、支配を獲得するということは子会社の資産・負債全体を支配している事実を認めることであり、比例連結ではなく連結財務諸表を作成する以上当然全ての子会社資産・負債が連結貸借対照表に含められことになる。そのことと子会社の資産・負債の評価法とは、別の問題である。子会社の資産・負債のうち親会社持分に相当する部分のみを時価評価するのか、少数株主持分を含めた全体を時価評価するのかは単に評価の範囲の相違にすぎない。時価評価した少数株主持分を連結資本に含めるのか負債とみなすのかが、連結基礎概念に関わる問題である。部分時価評価法は、子会社資産・負債を持分に応じ分割してそれぞれ異なる評価をおこなうことになるので、経済的単一説はもちろん親会社説の観点からもその合理性は認められない。

3-2 部分時価評価法と全面時価評価法の検討

今回の改訂では親会社の投資額と相殺消去される子会社の資産・負債は時価評価され、両者の差額である連結調整勘定はのれんとして処理することが明確化された。

旧原則では、子会社の帳簿価額に基づいて投資と資本は、例外として一括法を容認していたが原則として段階的に相殺消去され、その差額については、容易に原因分析できる場合にはこれを適切な勘定に振り替え、残額については、連結調整勘定として計上され、実務上日本公認会計士協会監査委員会報告第29号「連結調整勘定監査当面の取扱い」（1978年1月10日）に従い5年以内に均等償却されていた。

消去差額を資産・負債に振り替えるのか、連結調整勘定として償却していくのかによりその後の連結利益や資産に大きな差異を生じる。しかし実際には、消去差額分析が適切に行われている場合は少なく企業によって異なる処理がなされていたが、旧原則の下で投資消去分析が適切かつ確実におこなわれているとすれば、「改訂原則」の部分時価評価法と段階法は同様の結果が得されることになるので、時価評価法が新たに導入されたのではなく全面時価評価法が新たに認められたといえる。米国では、1995年のFASBの公開草案により全面時価評価法への転換が提案されており、IASでも、部分時価評価法を標準処理として全面時価評価法を代替処理として規定しており⁶⁾、わが国の今回の改訂においてもこのような国際的な動向が考慮され、全面時価評価法が導入されることになった。

部分時価評価法は、取得日ごとの時価により子会社資産・負債のうち親会社持分に相当する

6) International Accounting Standards (AIS) 22, Business Combinations, revised 1993, Par. 31, 32.

改訂「連結財務諸表原則」の資本手続きについて

部分のみを評価替えする。例えば1990年に子会社株式の10%、1995年に5%、1997年に50%取得した場合、1998年の連結貸借対照表上、子会社資産・負債の10%は90年当時の時価で、5%は95年当時、50%は97年当時の時価そして少数株主持分に相当する残り35%は原則としてそれぞれの取得時の時価すなわち取得原価で評価・計上されることになる。部分所有子会社であっても子会社資産・負債全体に対する支配権を獲得し、かつ会計責任を負担しているので少数株主持分を含めた全体を連結貸借対照表上に計上するのに、同一の資産を持分割合に応じて分割評価するというのは意味があるのだろうか。さらに同一の資産に対して異なる時点の時価評価額をその取得持分割合に応じて合計した連結貸借対照表の値には、会計情報として有用性に大きな問題があるといわざるをえない。

また、1990年、95年当時の時価が不明である場合には、どのように処理したらよいのであるか。「改訂原則」注解8では、部分時価評価法を採用している場合でも支配獲得時における時価を一括して用いることもできる（以下、簡便法という）としているが、この簡便法の採用は原則法によって処理した場合と、連結計算の結果が著しく相違しない場合のみ認められている。したがって過去の取得時における時価が不明な場合、過去からの株式の累次取得により支配を獲得している企業にとって、簡便法の採用は認められず部分時価評価法を選択適用することは事実上不可能であり、全面時価評価法を適用せざるをえないだろう。

さらに子会社株式の一部売却時には、過去に計上した評価差額のうち売却相当部分に含まれていた部分を消去して原価にもどさなければならない。個々の勘定科目ごとに過去に累次計上されている評価差額の記録を調べ、消去手続をおこなうことは実務上かなりの負担を強いるだろう。

償却資産が評価替えされる場合、資産評価に伴う減価償却の問題が生じる。個別財務諸表上では取得原価に基づいて償却計算がおこなわれるが、連結財務諸表上では、親会社持分を反映した時価評価額に基づいた処理がなされる。そのため部分時価評価法を採用している場合、子会社株式の追加取得、一部売却に伴い評価差額の発生あるいは償却年度ごとに区分して償却計算をおこなわなければならない。連結調整勘定の償却計算にも同様の処理が必要となる。また親会社持分相当額のみを時価評価していても、その評価差額は減価償却計算を通じて結果的に少数株主持分にも影響を与えている。

以上のように、部分時価評価法は論理的にも整合性に欠け、実務上多くの問題を抱えており、実際に企業が選択適用することは不可能であろう。

これに対し全面時価評価法には問題がないのであろうか。

全面時価評価法は、追加取得時においても支配獲得時の時価で評価する。ある子会社に対しては同一時点の時価を用いるという点では、部分時価評価法が抱えている時価評価額の累積額で計上する問題は生じない。しかし連結貸借対照表で表示されている値は、子会社ごとに異なる時点で評価されている子会社資産・負債の時価と原価で評価されている親会社の資産・負債額の合計である。そして連結損益計算書では、この値に基づいて償却計算がおこなわれ連結損益が算定表示される。

このように連結財務諸表が時価と原価の合計値から作成されることについての問題点を指摘

東 原 英 子

する意見もあるが⁷⁾、資本連結手続に適用される時価は、いわゆる決算日現在の時価ではなく、子会社の取得日あるいは支配獲得日の時価を表している。親会社は子会社資産・負債の公正な評価額に基づいて子会社の持分を買い取ったのであるから、親会社にとってその取得原価は子会社の帳簿価額ではなく時価評価額になる。取得前の子会社の帳簿価額は、親会社にとって信頼できず意味のない値⁸⁾なのである。時価と表現されているが、実際には取得原価を意味しており、原則として原価に基づき連結財務諸表が作成されるので時価評価に関する論理的問題は存在しない。

しかし全面時価評価法は、支配獲得後の追加取得時に新たに時価評価せずに獲得時の時価に基づいて処理する。獲得時に少数株主持分に計上されていた評価差額のうち追加取得に対応する部分が親会社持分へ振り替えられる。例えば支配獲得10年後に追加取得がなされ、その10年間に土地の評価差額が発生したとする。取得時の子会社資産・負債の時価を反映した価額により子会社株式が購入されたはずなのに、対する少数株主持分は10年前の時価に基づいて評価されている。したがって本来なら土地の評価差額として処理されるべきものが、連結調整勘定として計上され償却していくことになり、その結果は現実から大きく乖離してしまう。この問題は、追加取得時に評価替えを認めないことに起因している。それを認めると過去に取得した資産・負債の再評価を認めることになり、取得原価会計から逸脱してしまう。また追加取得持分に対応する部分の再評価を認めると部分時価評価法で指摘したように同一の資産・負債に異なる評価額を用いる問題が生じる。これは連結会計上の問題ではなく取得原価主義会計に内在する問題である。

また実務上の問題点として、先ほどの例では1997年に支配を獲得しているが、もっと過去に遡って獲得している多くの場合、当時の時価を測定する事は不可能であろう。このような場合は、全面時価評価法の採用も不可能となるので何らかの暫定措置をとる必要がある。

4 おわりに

今回連結財務諸表制度は、ビッグバン対応の一環としてわが国の会計制度をIAS等のグローバル・スタンダードに整合させることを目的に全面的に見直された。連結情報を中心とするデイスクロージャー制度への転換を図り、連結キャッシュフロー計算書の導入、連結中間財務諸表の作成が義務づけられる等連結情報の充実と個別情報の簡素化が促進され、国際的に遅れていたわが国の連結財務諸表制度がようやく国際的水準に到達したと評価することができる。

本稿では、今回の改訂により明確化された資本連結手続について時価評価法に焦点をあて考察してきた。「改訂原則」では、IAS等の国際的動向に配慮して部分時価評価法と全面時価評価法の2つの方法が並存することになった。各々の評価法を検討した結果、部分時価評価法には、論理的にも実務上多くの問題あり、「改訂原則」が親会社説の考え方によっていても子会社資産・負債の全体を時価評価する全面時価評価法の方が合理的であるということが明ら

7) 「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」をめぐって、JICPAジャーナル、No.506、Sep. 1977、33ページ。

8) FASB、[1995]では、子会社資産の一部を取得原価で、一部を子会社にとってのコストで報告することの問題点が指摘されている(Par. 111). 10) FASB、[1995]、Par. 113.

改訂「連結財務諸表原則」の資本手続きについて

かになった。しかし現行の取得原価主義会計の枠組みの下での時価評価であるので、全面時価評価法にも時価変動に伴う問題は依然として残されている。

連結情報中心への転換は、処分可能利益の算定から、利用者への情報提供へと財務諸表作成の第一目的がシフトし、日本の会計基準の国際化を阻んできた商法・税法とのトライアングル体制からの脱却をも意味している。今回の連結財務諸表制度の見直しに続き、1998年6月、企業会計審議会から「退職給付に係わる会計基準の設定に関する意見書」、「金融商品に係わる会計処理基準（公開草案）」が公表されたが、これらは米国やIAS等の時価主義色を強化する国際的動向を考慮した見直しとなっている。上記の問題は、投資情報としての有用性を重視し、わが国の会計制度が、どこまで時価会計を導入するのかについて議論していく中で解決されるだろう。

参考文献

- ・伊藤邦夫『会計制度のダイナミズム』岩波書店、1996年。
- ・伊藤邦夫・上村達男『金融ビッグバン会計と法』中央経済社、1998年。
- ・稻垣富士男、「改訂連結原則の資本連結について」、『産業経理』、Vol. 58 No.1、1998年4月。
- ・小栗崇資「連結財務諸表生成の史的考察—アメリカ鉄道業における事例研究—(1)(2・完)、『会計』、第134巻 第2号・第3号、1988年8月・9月。
- ・関西学院大学会計学研究室編『連結会計基準の国際比較』中央経済社、1993年。
- ・企業財務制度研究会『連結財務諸表制度をめぐる論点』、1993年。
- ・企業財務制度研究会『連結会計をめぐる米国財務会計基準の動向』、1995年。
- ・白鳥栄一「全面・部分時価評価方法の検討」『企業会計』 Vol. 49 No.13、1997年。
- ・醍醐聰（編）『連結会計—体系と実態—』同文館、1996年。
- ・高須教夫『連結会計論』森山書店、1996年。
- ・武田隆二『連結財務諸表』国元書房、1991年。
- ・鳥邊晋司・東原英子『会計情報と経営分析』中央経済社、1998年。
- ・平松一夫『国際会計の新動向』中央経済社、1994年。
- ・山地範明『連結会計の生成と発展』中央経済社、1997年。
- ・山田昭広『アメリカの会計基準』中央経済社、1988年。